

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		職員の退職手当に関する条例	
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 2 節
所 管 部 局 室 課		総務部人事課	
条 例 の 概 要		地方自治法第 204 条第 3 項及び地方公務員法第 24 条第 6 項に基づき、職員の退職手当の支給額、支給方法等について定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、職員の退職手当の支給額、支給方法等について定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	退職手当の支給額は、国及び他の都道府県との均衡を図るため、国家公務員の支給額に準じており、適正なものとなっている。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	退職手当については、その算出基礎となる在職期間に国等への派遣期間を通算して支給額を決定しており、効率的に支給されている。また、退職手当の支給については、地方公務員法で通貨直接払いとされているところ、口座振替の方法も可能としており、効率的に支給されている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	地方自治法の規定に基づき、職員の退職手当について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法の規定に基づき、職員の退職手当について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由 現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	特 記 事 項 今後も、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、適宜見直しを実施する。
	改正・廃止を検討する。		
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>